

# 要 旨

## 特集：議会の行政監視

### 【アメリカ】 アメリカ連邦議会の行政監視—制度と課題—

アメリカでは権力の分立を連邦憲法の原則としており、連邦議会と大統領が相互に抑制・均衡を図る政治制度が採用されている。連邦議会による行政監視は、憲法上明文の規定はないものの立法権に付随する権限として、多様な手段によって実施されている。一方、近年では、連邦政府の機構や予算の拡大に連邦議会の行政監視機能が対応できていない点も課題となっており、本稿では、その制度と課題を概観する。

### 【EU】 欧州議会による行政監視—臨時調査委員会及び欧州オンブズマン—

欧州連合の行政を監視する機能には、欧州議会、欧州オンブズマン及び会計検査院によるものがあり、欧州委員会には不正対策局が置かれている。欧州議会には、政治的統制機能及び諮問機能に関する権限が付与されているが、2009年リスボン条約発効によりその権限は強化され、これに応じた法的整備も図られている。欧州議会は、立法手続において強化された権限の他、申立てのあった行政の不適正な行為等を調査する臨時調査委員会の設置、欧州オンブズマンの選任等の権限を有している。本稿においては、これら欧州議会の機能に焦点を当て、その行政監視機能について紹介し、併せて欧州オンブズマンについて紹介する。末尾に、欧州議会の臨時調査委員会の実施細則を訳出して付す。

### 【イギリス】 イギリス議会における行政監視

イギリスにおいては、行政国家化が進展するにつれて、議会制定法のみでは行政を統制することが徐々に困難となってきた。これに代わり、イギリス議会には、質問制度、省別特別委員会等の特別委員会、決算、議会オンブズマン、委任立法統制等の行政監視制度又はその機能が期待される仕組みが発達してきた。しかし、これらは、必ずしも行政監視制度として十分な機能を果たすものばかりではない。その実態を見ると、行政監視というより、野党による政権与党の政治的な責任追及の機能を果たすいわば政権監督の制度や、議会の意思により行政活動を事前に統制する立法機能に類似した行政統制の制度等がある。本稿では、これらの点を考慮しながら、イギリス議会における多様な「行政監視」の制度を紹介する。

### 【フランス】 フランスの議会による政府活動の統制—2008年の憲法改正による議会権限の強化—

フランスは、2008年7月23日、第5共和制下で最大規模となる憲法改正を行った。主要な改正の1つは、第5共和制下で権限が抑制されてきた議会に対して政府活動の統制機能を強化することであった。本稿では、この議会改革の概要を紹介し、議会に設置される調査機関の政府活動の統制及び公共政策の評価の機能を中心に解説する。末尾に、政府活動の統制及び公共政策の評価に関する議会の手段の強化を目的とする2011年2月3日の法律の翻訳を付す。

## 【ドイツ】 ドイツ連邦議会による政府の統制—調査委員会を中心に—

ドイツの連邦議会は、政府の統制の機能を果たしている。ドイツの統治形態は議院内閣制であり、議会の与党と政府の結びつきが強いため、主に野党が政府の統制を行っている。そのため、議会による政府の統制に関する法令の規定は、議会内少数派の権利として発展してきた。本稿では、基本法（憲法に相当）及び基本法の規定に基づく関連法並びに連邦議会議事規則で定められた連邦議会による政府の統制手段全般の概要を紹介する。また、政府や行政の不祥事等を調査するための調査委員会及び2001年に制定された調査委員会法の概要を紹介し、末尾に同法の翻訳を付す。

## 【ロシア】 ロシアにおける行政監視制度—議会による行政監視を中心に—

行政に対するロシア議会の役割は、事後的な監視のみならず、議会における審議等を通じて行政の方向性を事前に決定することまで含めた統制という概念で捉えられている。憲法上、事前の審議については議会の権限は明確に規定されているものの、事後的な監視については、憲法制定当時の大統領と議会の対立を反映して盛り込まれなかった。しかし、1994年の連邦議員法では、議院及び議員による文書での質問や参考人の招致に関する権限が規定され、質問状の送付や政府質問として実施されるようになった。また、各議院の議事規則に国政調査や公聴会の実施に関する規定も定められており、このうち国政調査については2005年に連邦法「議会調査法」の制定によって正式な法的裏付けを得た。また、2012年には、これらの議会による行政の統制権限を包括的に規定した「行政統制法案」が下院に提出されている。

## 【韓国】 韓国国会による行政の監視及び統制

かつて韓国では、政府の頂点に立つ大統領に大きな権力が集中していた時期があった。しかし、1987年の民主化による憲法改正が、国会と政府の力の不均衡を是正する契機となり、それ以降、国会法の改正等を通じ、国会による行政の監視及び統制手段が整備されてきた。本稿では、韓国国会独特の制度といわれる国政監査制度をはじめ、韓国国会が有する様々な行政の監視及び統制手段を紹介する。

## 【中国】 中国における行政監督

中国の行政監督制度の主要なものには、人民代表大会及びその常務委員会による行政監督制度、人民政府に設置されている監察機関による行政監察制度がある。人民代表大会は国家権力機関とされ、人民政府に対する監督権を有しているが、実際の権力は弱いことが以前から問題視されており、1980年代からその法的整備が図られ、2006年に各級人民代表大会常務委員会監督法が制定された。また、行政機関及びその公務員の不正行為等を監督する行政監察については、1997年に行政監察法が制定されているが、2010年に一部改正が行われた。本稿では、中国の行政監督制度の全体像を概観した上で、これら両制度及びその関連法規を紹介し、併せて行政監察法を訳出する。

## 【オーストラリア】 オーストラリア連邦議会の行政統制と議会予算局の新設

オーストラリア連邦議会には日本の国会にない行政統制のための制度的特色がある。第1の特色は、上院が「再考の院」であるという連邦議会の構造的特徴を背景にした、上院の立法審査委員会による行政府の作成する法令に対する法技術的審査を中心にした行政統制の制度である。これには、法案審査委員会による政府提出法案に対する審査と規則及び命令に関する委員会による委任立法に対する審査がある。第2の特色は、2012年に新設された議会予算局の制度である。政策に関する独

自の費用計算や行政府から独立した予算分析を連邦議会に提供することで、連邦議会の行政統制能力の向上が期待されている。

## 主要立法（翻訳・解説）

### 【スウェーデン】 スウェーデン最高裁における非実在児童ポルノ所持無罪判決

日本マンガの翻訳家が、日本のマンガイラストの所持により、児童ポルノ罪として起訴されていた事件について、2012年6月15日、スウェーデン最高裁が無罪判決を下した。所持していたマンガイラストは、児童ポルノ的内容を含むものの、実在の人物のようには見えず、明らかに想像上の人物を描いていることから、実在の人物をモデルとする図画の場合と異なり、その所持を処罰することは、統治法の定める表現の自由及び情報の自由を不当に制限することになるため、児童ポルノとして処罰できないとした。判決を受け、現行の児童ポルノ規制の行過ぎを問題視する動きも見られ始めている。

